

令和元年度第7回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和元年 9月10日(火)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午前10時15分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	岩 田 正	7 番	稲 田 洋 子
	2 番	浅 田 昭 弥	8 番	吉 川 保
	3 番	加 藤 幸 児	9 番	奥 迫 静 子
	4 番	絹 谷 澄 雄	10 番	梅 林 操
	5 番	内 田 章 久		
出席推進委員	日野上	梅 林 剛	多 里	糸 田 川 啓
	山 上	青 戸 勝 美	石 見	田 邊 智 寛
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	阿毘縁	足 立 進 也	福 栄	福 田 英 夫
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	6 番	天 崎 直 幸		
議事録署名委員	1 番	岩 田 正	2 番	浅 田 昭 弥
出席した職員	事務局長	松 本 道 博	主 幹	石 倉 嘉 寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農地パトロールの実施状況の報告について
報告第2号	土地改良事業における原野(農地介在原野)についての県との協議について
報告第3号	女性農業委員の研修会について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議事項1	移動農地銀行の開催について

協議事項 2		
7. その他		
8. 閉 会		
開 会	議 長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第 4 回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	おはようございます。9 月に入りまして、秋の農作業が一段と忙しい時期になってきました。このところ毎日暑い日が続いておりまして、真夏が返ってきたような感じがしています。先月は暑い中、農地パトロールを行って頂きましてありがとうございました。この後、結果の報告があるかと思っています。6 月の農業委員会より棚上げになっておりました案件が、これまで数回の農地部会、県との協議等々で一応の結果がまとまってまいりましたので、この後、浅田農地部長さんから報告を頂きたいと思っています。宜しくお願い致します。それでは第 7 回日南町農業委員会総会を開会致します。
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第 30 条の規定により、議長が指名するとし、1 番岩田委員、2 番浅田委員を指名した。
報告第 1 号	議 長	報告第 1 号農地パトロールの実施状況の報告について事務局お願いします。
	主 幹	報告第 1 号農地パトロールの実施状況の報告についてです。お手元にお配りした資料は、8 月 19 日から 28 日にかけて町内全域を対象に行ってきた農地パトロールの結果を速報値と言うかたちでとりまとめたものです。現在、図面の整理や所在地の確認等、事務をすすめておりますので最終的に数値が変わることもあるかもしれませんがご容赦下さい。全体的に図面の赤色の荒廃農地が増える傾向にあることが見て取れます。たとえば、白色は農地として利用できるところ、黄色は復旧させれば農地として利用できるところ、赤色は農地としての利用が難しいと判断出来るところという具合に 3 つに分けて現地を回りながら色分けをしました。見ていきますと、B 分類のところが増える傾向にあるということがわかったと思います。昨年度の調査時点では約 90ha の荒廃農地ということで集計しておりましたが、現在の速報では 103ha を越える農地が荒廃農地となっております。
	議 長	報告第 1 号についてご質問、ご意見がございましたか。 A 分類は昨年からいくら増えたのですか。
	主 幹	赤色、白色、黄色のそれぞれの集計を足しあげておりませんので、単純に白から赤になったのがどれくらいとか、白から黄とかになったのがどれくらいかというかたちで出しておりますので、その比較は出来ません。
	議 長	昨年 A 分類が約 7ha だったと思うのですが、その辺りの数字がわかるように集計をお願いします。その他ありませんか。
	4 番	この中で圃場整備された農地の割合もわかるようにしてもらいたいと思います。
報告第 2 号	議 長	土地改良事業における原野についての県との協議結果の報告を浅田農地

	<p>浅田農地部長</p>	<p>部長お願いします。</p> <p>報告致します。長くなりますが、経緯等も含めて報告させていただきます。土地改良事業における農地介在原野の設定について。農地部会で問題視して、検討、協議を重ねてきました。本年4月10日と6月の農業委員会総会に於いて、「大菅地区の換地後の集積・配分」が保留となりました。理由は日南町で圃場整備が始まって以来実施されていた、田面より90cm以上の高さがある畦畔は、農地介在原野として、別の地番を与えて換地されていました。しかし、この度の大菅地区の圃場整備からは畦畔がどんなに長大でも、水張り面と合わせて一つの農地として換地されるという事が分かりました。以上の事から、農地部会としては従来の、日南町における土地改良事業の筆界基準を、今後実施される土地改良事業に反映させていただくよう、県の関係機関に働きかけることとしました。</p> <p>経緯としては、この件につき、農地部会を5回、西部総合事務所での協議を2回、その他、松本局長による電話等による問い合わせを多数行いました。以前に可能だった農介原が今回から出来ないというのは、法律上の変更があったのかを問い合わせました。</p> <p>9月4日に西部総合事務所に出向いて結果を得ることが出来ました。農政局に確認したところ原野で登記することが出来ない特段の規定はない。鳥取法務局に本地と法面に分けて登記するのは登記法上問題があるかを問い合わせた。それについては登記法では明記されていない。畦畔を含めて登記するのが基本との回答であった。これらの事から畦畔として分けて登記する事が土地改良法、登記法上禁じられているものではない。ただ原野として登記するには、登記官から異論がないよう予め協議が必要であり、土連に依頼することになる。結論、県としては一筆の田として登記することを前提に地元協議することとなるが、地権者の会の中で原野として登記することについて合意があれば否定するものではない。地元協議の時にそのことをはっきりとお願いするという事で農地介在原野が出来るということなのです。以上報告終わります。</p>
<p>報告第3号</p>	<p>議長</p>	<p>報告第3号として奥迫委員から県の女性会からの報告があります。</p>
	<p>奥迫委員</p>	<p>貴重な時間を頂きまして、7月25日に日野郡の農業委員の女性会議、8月20日には県の女性会の総会に出席してきましたのでその報告をさせていただきます。</p> <p>日野郡の会議は今回が初めてです。農業委員会の制度が28年度に変わって以来、日南町は第1期に女性委員が出来たところです。法が変わる前に日野郡では日野町に農業委員に女性委員がおられました。今年は日南町が2期目、江府町は1期目という事になります。年が経つごとに女性委員は大変不安を抱えながらの日々だったという事です。日野町には農業委員、最適化委員、協力員という方がおられますが、日野振興局の支援を頂きまして、今、日野町が日野郡の農業委員の交流会の当番町という事で会場として場所を提供していただき、音頭をとって頂いて、会が開かれました。特徴</p>

的なのが日野町は農業委員が全体に少なく、農業のアンケート等をとられるのに大変困るという事で、女性の協力員という人を1名、特別に1年任期でつくられていました。結果的には交流会をして、意見交換をして、少し日野町の観光をして、それをとりまとめたものを、8月20日、県の総会で日野町が報告されました。その時に鳥取市でも報告がありました。県の総会ですが、2期目を迎えられた人と1期目の人があり、新制度となり2期目となりますが稲田委員さんは新規の委員さんという事で全体の中で紹介がありました。

県の総会は3,000円の会費で会を運営しています。何故このような会が行われているかというのは、女性委員が期待はされているけれども不安であるという事と、大変な議決量があるにも関わらず、わからないことも多い中で議決しなければいけないという事と、どこの委員会も雰囲気として意見を言う、質問をするという事に対して環境が整っていないという事が発端のようです。大変格差があったようで、特に鳥取市においては、70人くらいの委員さんがいらっしゃるといふ大きな委員会の中で、議決が中心で意見や議論する時間も無いし、場も無いというのが発端で会長さんが変わられて全国に行つて勉強された結果、どうしたら委員たちの意見交換が出来るのだろうという手法を先日の総会で教えて頂きました。結論的にはせつかく地域に女性が選ばれて出て、農業における生活の中では女性が多く活動しているにも関わらず実態としては、意見を言うチャンスがもてないという事をどうにか打開したいという女性たちの願いを含めて勉強してきた事を報告したいと思います。言葉自体もわからないこともあって、今後女性の委員さんに継続をして頂くために、各市町村も県も勉強を続けていった方がいいのではないか、日野郡でも継続していきたいという事で交流会の当番町が中心になるとは思いますがもう一回くらい勉強会を開くという事になっております。県の総会は毎年ずっと続きますが、勉強の仕方は、グループにわかれて、会議に出席したら必ず自分の気持ちを伝えるという意味で付箋が配られてグループでワーキングをしていきました。2、3枚の紙が配られて、テーマが、たとえば土地の事についてどうなのかとか、そこで自分の気持ちを全部書き出して、付箋をグループごとに貼って、発表していくという方法で、今は良いものが出来てスマートフォンというものがありますので、記録など不要で皆さんがグループ討議したものを写真にとってそれぞれに返して下さっています。結論的には個人も勉強しますが、町としても土地に関する事や議決する内容に関する事に対して女性が質問したりした場合、教えて頂きながら、住民の前に出た時に頼られる委員でありたいのが願いです。以上のような会議に出席してきたことをご報告させて頂きました。

貴重な時間をありがとうございました。

議長

報告第3号についてご質問はありませんか。県下でも19の市町村がありますが、米子市、境港市、鳥取市、倉吉市などは総会を開いても推進委員

		<p>は自分の担当地区の案件の時だけ出席して説明はするが、それ以外の時は全員は出席しません。日南町は農業委員、推進委員、全員が総会に出席して一堂に会して話し合いの会を持っています。発言する機会がありますので、女性、男性、農業委員、推進委員、関係なく皆さんの発言を頂き、活発な総会にしていきたいと思っていますのでご協力をお願いします。</p>
議案第1号	議 長	<p>議案第1号、農地法第2条第1項の規定による申請の決定について。事務局をお願いします。</p>
	事 務 局 長	<p>議案第1号です。非農地証明の申請がありましたので、皆さんにお諮りするところです。本日は2件あります。番号1番です。土地の所在、〇〇〇番地、登記地目畑、現況原野、面積476㎡、もう一筆の土地の所在、×××番地、登記地目田、現況原野、面積155㎡、所有者日南町△△、〇〇〇〇さん、非農地の理由ですが、長年にわたり耕作しておらず、現在は原野化している。今後も耕作する意思はない。申請地の中間図、字切図と載せておりますのでご覧ください。現況写真も添付しております。木が生えて、草も生い茂っている状況です。以上ご審議お願い致します。</p>
	多里推 進委員	<p>現地には、8月19日の農地パトロールの際に行ってきました。〇〇〇〇さんのご自宅から結構距離がある所で原野化から戻すことが出来ないという事を伺っております。近くの農地は△△△△さんが管理されておりますが、△△△△さんにも以前に一度どうかできないかと伺った事もありますが、現地写真を見て頂いたらわかると思いますが段差もあり、機械を入れるもの難しいという事で農地としては出来ないという事でした。以上補足説明をさせて頂きました。宜しくお願いします。</p>
	議 長	<p>議案第1号ですが、個別に審議したいと思えます、番号1番についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号、番号1番について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号、番号1番は承認された。</p>
		<p>議案第1号、番号2番について説明をお願いします。</p>
	事 務 局 長	<p>番号2番ですが、土地の所在は△△△番地他7筆です。面積ですが合わせて田が1,094㎡、畑が1,206.91㎡、合計で2,300.91㎡、所有者は××の〇〇〇〇さんです。非農地の理由は、長年にわたり耕作をしておらず、現在は原野化していて、今後も耕作する意思はないという事です。3カ所に分けて中間図と字切図と載せておりますのでご覧ください。現地写真も添付しております。ご覧頂いても分かりますように原野化していて農地として耕作は難しい状況です。ご審議お願いいたします。</p>
	山上推 進委員	<p>8月23日の農地パトロールの際に地元農業委員さんと共に現地を確認してきました。添付されている写真の通り現状は原野化しており、農地として活動できるような状況では無いという事を確認してきましたので宜しくお願いします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第1号、番号2番についてご意見ご質問はありませんか。無いよう</p>

		<p>ですので採決に移ります。議案第 1 号、番号 2 番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議の無いことを確認して、議案第 1 号、番号 2 番は承認された。</p>
議案第 2 号	議 長	<p>議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。</p>
	事 務 局 長	<p>議案第 2 号、農地利用集積計画について町長より諮問がありましたのでお諮りするものです。1 番から 7 番ですが、すべて再設定になりますのでご覧ください。全体として 7 件で 27 筆、面積が 32,950 m²です。併せて追加の議案をお配りしております。利用集積計画総括表ですが今回の追加分を入れたものになっておりますのでご覧ください。申請番号の 8 番から 12 番ですが、先程浅田農地部長から報告がありました、大菅地区の圃場整備地です。30 年度に換地が終わって本地番と面積が決定したという部分です。こちらですが換地によって従前地が農地で無い所が農地になったという部分を今回お諮りするものです。それでは個々に説明させていただきます。8 番ですが土地の所在△△△番地、地目田、面積 600 m²、利用権を設定する者が日南町××の〇〇〇〇さん、受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、使用貸借で水稻を付けられるという事です。期間は令和元年 9 月 10 日から令和 9 年 12 月 31 日の 8 年 4 ヶ月です。これは 12 番まですべて同じです。次に 9 番です。土地の所在△△△番地、地目畑、面積 290 m²、設定をする者が××の〇〇〇〇さんです。受ける者が担い手育成機構です。使用貸借でそばを付けられます。10 番です。土地の所在△△番地、他 1 筆、面積は合わせて 3,358 m²、設定をする者が××の〇〇〇〇さんです。受ける者は育成機構、田については水稻、畑にはそばを作付される使用貸借です。期間は同じ 8 年 4 ヶ月です。次に 11 番です。土地の所在△△△番地、地目田、面積 3,202 m²、利用権設定をする者、××の〇〇〇〇さん、受ける者が担い手育成機構、水稻作付されての使用貸借です。最後 12 番は相対の契約です。全部で 6 筆、合計面積、5,065 m²、利用権を設定する者が△△△、××××、受ける者が〇〇〇〇さんです。田については水張り反当 6,000 円、畑については使用貸借です。この土地が担い手育成機構を利用しないというのは登記が付きにくいという事があり、相対契約になっているという事です。次ページからは農業経営の状況等の資料を添付しておりますのでご覧ください。宜しくお願い致します。</p>
	議 長	<p>議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。</p>
議案第 3 号	議 長	<p>農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について。事務局お願いします。</p>
	事 務 局 長	<p>議案第 3 号です。農用地利用配分計画案につきまして、町長による意見照会がありましたので、農業委員の皆さんに意見を求めるものです。説明</p>

		<p>の前に本日1枚ものの資料を付けておりましたが、報告第3号ということで、今年の4月の総会で報告事項として、報告したものを資料として出させていただきます。これはH30年度に阿毘縁の砥波地区の一時利用地の指定がありました。その関係で、従前地と変更後という事で一時利用地指定の対応した表を添付しております。工事が終わって農地が利用可能になったという事で配分計画に挙げさせて頂いております。配分計画案ですが、集計表はご覧いただきたいと思っております。次に個々の明細ですが1番から4番までは追加で集積計画を出させていただいた案件ですのでご覧ください。5番以降が砥波地区の一時利用地指定の所です。5番ですが、利用権の設定を受ける者が、△△△△さん、筆数が5件です。田については水張り反当6,000円、畑については使用貸借です。契約期間は、令和元年11月1日から令和9年12月31日までの8年2ヶ月です。なお、後の案件も契約期間は同じですので説明を省略します。6番です。設定を受ける者が日南町××××番地〇〇〇〇さんです。土地の所在地は△△△の10筆です。合計面積は27,920㎡です。賃借権で水張り反当6,000円です。支払方法については担い手育成機構の口座に振り込むという事です。次に7番です。受ける者が同じく××××さんです。土地の所在は〇〇〇〇、筆数は8筆、合計面積が15,906㎡、自作地だったという事もありまして、使用貸借です。8番です。設定を受ける者が日南町△△△△番地××××さん、筆数は4筆で合計面積が16,840㎡、賃借権で水張り反当6,000円です。機構の口座に振り込むという事です。次に9番です。権利の設定を受ける者が日南町〇〇〇〇番地△△△△さん、田が3筆、合計面積10,300㎡、賃借権で水張り反当6,000円、支払方法は機構の口座に振り込むかたちです。配分計画の全体の数は筆数が35件、合計面積が90,916㎡です。それぞれの農業経営の状況については資料を付けておりましたのでご覧ください。宜しくお願い致します。</p>
	議 長	<p>議案3号についてご質問はありませんか。意見はありませんか。無いようですので妥当と認めてよいでしょうか。議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
協議事項1	議 長 主 幹	<p>協議事項1、移動農地銀行の開催について、事務局お願いします。</p> <p>協議事項1 移動農地銀行の開催についてです。日南町が独自で行っております移動農地銀行を本年も11月後半くらいに開催したいと思っております。内容としては利用権設定等、地元の方からの相談を受けるといような業務を考えています。一地域あたり半日程度の時間で実施できればと思っています。担当としては、2枚目の資料に付けておりますように、各地域の農業委員さん、推進委員さんでチームを組んで頂いて各地域の振興センターを会場に実施できればと考えております。9月3日時点で各地域振興センターの方に行事等の確認をして、すでに予定が入っている所には×をしています。出来ましたら本日帰られるまでに各地域の農業委員さん、推</p>

		進委員さんで集まって話し合いをして頂いて日にちを決めて頂いたらと思いますのでお願いします。
その他	事務局 長	次回総会は、令和元年 10 月 10 日（木）午後 9 時 00 分から開会予定です。
閉会		

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和元年 9 月 10 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員